平成２８年（フ）第１０４号
仙台市太白区山田本町14番22号
債務者　大里　秀美
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
宮城県宮城郡松島町北小泉字鴻ノ巣８番地の２
債務者　佐々木朋子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１６４号
仙台市太白区長町２丁目８番25号　二丁目コーポＢ201
債務者　高橋　睦子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
仙台市青葉区栗生１丁目15番地の20、従前の住所仙台市青葉区上愛子字雷神３番地の41
債務者　柴田　直行
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２０号
秋田県大館市片山町２丁目６番49号
債務者　飯田　純一
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第１１２号
千葉県船橋市三山２丁目31番４号
債務者　谷田部久美
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２７号
千葉市美浜区高浜１丁目12番２棟103号
債務者　濱田　繁雄
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２８号
千葉市美浜区高浜１丁目12番２棟103号
債務者　濱田　朝子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３８号
千葉県船橋市飯山満町２丁目521番地22シャトル前原201号
債務者　並木　彩乃
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１９４号
千葉県船橋市金杉７丁目13番７号　レジデンス御滝102号
債務者　及川　敏宏
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１９５号
千葉県船橋市金杉７丁目13番７号　レジデンス御滝102号
債務者　及川千恵子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２１５号
千葉市緑区おゆみ野南５丁目15番地８　ベルムＡ－１号
債務者　櫛引　信司
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８２号
千葉県勝浦市勝浦216番地９
債務者　花澤三千代
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第１号
千葉県茂原市本納1670番地１（ミサワホーム１号）
債務者　小林　伸二
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
千葉県君津市宮下２丁目８番10号
債務者　菅野　悦子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第２５号
千葉県君津市北子安６丁目６番３号
債務者　前田　　聡
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部